

第四部

社會思想家の運動

概說

說

三九

第一編 社會主義的運動

四元

第一章 社會主義的團體の設立及び解散

四〇

第一節 社會主義的團體の設立

四一

第二節 社會主義的團體の解散

四二

第二章 社會主義的團體及び個人の運動

四三

第一節 社會主義團體各個の運動

四四

第二節 其他の社會主義的團體及び個人の運動

四五

第三節 機關紙及其他の出版物

四五

第三章 持特殊事件

四六

第四章 學生運動

四七

第一節 新團體の設立及解散

四八

第二節 主なる運動

四九

第三節 學生運動の取締

五〇

第五章 婦人運動

五一

第六章 水平社運動

五一

第七章 朝鮮に於ける運動

五九

第八章 臺灣に於ける運動

六〇

第九章 社會主義的運動の取締及對策

六〇

第十章 社會運動に關する裁判事件

六三

第一編 反社會主義的運動

六三

概 説

社會思想家の運動として本大正十四年度に於て最も注目すべき傾向は、労働組合運動との接觸である。從來と雖も社會思想家の運動は、労働組合運動と何等かの接觸を保ちつゝ、労働組合運動の思想的啓蒙に參與して來た。然しこ本年度に於ては、多かれ少なかれ、社會思想家の運動は労働組合運動と融合せんとする傾向を示し、それより遊離したものは寧ろ存在の意義を失ひつゝあるやうに思はれる。一面に於ては反動的勢力の勃興が、他面に於ては社會主義思想の普及が、次第にその對立を深刻化しつゝある。

當局はこゝに見る所ありてか、朝野の識者の反對を退け、無產階級諸團體の抗争を一蹴して、治安維持法を制定した。勿論それと同時に、普通選舉法を施行し、労働諸立法を立案

し、一面開明的の態度をも示してゐるが、全般的に見るならば著しく反動化しつゝあると言はねばならぬ。往年の赤化防止、急進思想撲滅の爲の諸團體の活動領域は、今や當局の取締に代られつゝあるかの如く見ゆる。

知識階級の失業續出と生活不安とは、學生の社會科學運動を急速に發展せしめ、且つ著しく急進化した。殊に社會思想家の運動と労働組合運動との觸接は、學生社會科學運動にも直に反映し、學生社會科學運動に一大轉換すらもたらした。

これは當局に學生社會科學運動抑壓の口實を與へたかに見える。

反動時代に善處すべき社會思想家の運動方針に關して、相異なる見解が行はれ、自ら論壇を賑はしたのも本年の一傾向として特筆すべきことである。それがまた、直接労働組合運動の反映であり、同時に労働組合運動に反響するてふ交互作用をなしたのも、見のがす可らざる事實である。

要するに本年度に於ける社會思想家の運動は、理論行動共に公然性を帶びて來た。震災後に一度叫ばれた自由主義化は當局の反動的傾向に伴つて、何時か放擲されて了つたやうに思はれる。

第一編 社會主義的運動

本年の社會主義的運動は、震災直後の傾向であつた、より現實化し、より大衆化するてふ運動方針の清算期であつたと言ふことが出来る。従つてその運動方針の下に設立された團體は何れも動搖を免れなかつた。フェビアン協會然り、政治研究會然りである。一部は分れて緩和な運動に結成して行つた、一部は労働組合の急進分子と結合して全國により急進的な運動を傳播した。運動は何時か再轉したのである。

新しい運動の根據は、世界資本主義經濟の觀測、その一部

としての日本資本主義經濟の觀方にあること勿論である。從つて、期せずして經濟問題、產業労働調査等が、多くの思想家運動家の注目を惹くやうになつた。この方面に於ける研究は大に勃興した觀がある。急進派たると漸進派たるとを問はず、その理論を現實の具體的事實に依つて舉證せんとするのは、日本社會主義運動の一進歩と言はねばならぬ。

無政府主義的な運動は大に衰えた。これに反してマルキシズムの研究は旺然として勃興し、多かれ少なかれ、マルキシズムの理論に立脚しない運動は無いと言つても好い位であつた。社會主義運動が大衆運動と融合した結果であらう。

要するに日本の社會主義運動は大正十四年度に於て再度の轉換を経験した。それは戰列の間に分野を築くの結果を招致した。然し反動的勢力の組織的な抑壓を前にして、それが果して妥當であるか、また反動的勢力に對抗する爲には、如何なる方向に轉換を求む可きか、——これが貽された問題であるやうに思はれる。

第一章 社會主義的團體の設立及び解散

第一節 社會主義的團體の設立

やうな事情に依つて、労働組合運動と密接な連關を保つてゐる。従つて兩者を明確に區分することが困難である。例へば無產團體協議會の如き、無產者青年同盟の如き、何れも兩領域に跨つてゐる。但し無產團體協議會は政黨組織を直接の目的とするてふ理由に依つて政治運動の項に入れた（労働運動の第七章参照）こゝには本年度の傾向を物語る代表的なものとして無產青年同盟に就いて簡単なる論説を加へることとする。

1 無產青年同盟

無產青年同盟は、無產青年大衆を組織する目的を以て設立されたものであつて、あらゆる組合、あらゆる團體に屬する無產青年を糾合するのがその本旨であつた。

本年七月七日東京に於て無產青年同盟準備會が創設され、その第五回協議會の開かれた七月三十日には、全國水平社青年同盟と提携して愈々全國的青年運動を開始することが決議され、全國青年同盟創立事務所を大阪市浪速區榮町一ノ六〇水平社青年同盟に置き、水平社青年同盟の機關紙『選民』を改題して『青年大衆』とすることが可決された。越えて八月には水平社青年同盟との提携がなり、全日本無產青年同盟創立事務所が水平社青年同盟本部内に設けられ、九月一日には青年大衆の第一號が發刊され、九月六日の國際無產青年デーには大々的の運動が行はれた。

本年度に於けるこの種の團體の設立は、既に概説に述べた

かくして無産青年運動は次第に一般化し、静岡、三重、奈良、福井、福岡、神戸等にも準備會が設置され、續いて廣島岡山、群馬、埼玉、岩手、秋田、熊本の諸地方にも準備會設立の運動が起つた。その後の運動の経過は

九月十七日 東京準備會の第一回常任協議會を開催。規約綱領を可決し、組織、出版、情報、教育各部の部長を互選す。名稱を

全日本無產青年同盟東京準備會と改む。

十月八日 無產運動全國協議懇談會開かる。全國委員會を設立し全國無產青年同盟の設立に一步を進む。

十一月一日 東京神田キリスト教青年會館に於て東京青年同盟が設立された。當日の議案の主なるものは、次の如し、

一 東京青年同盟の創立と青年運動に關するテーゼ
二 綱領、規約、宣言

三 全國的青年同盟組織促進の件

四 都市労働青年と農村無產青年との共同戰線に關する件
五 満十八歳以下の夜業、夜業殘業撤廃の件

規約（總則、組織、機關の三章二十一ヶ條）
（よりなるがその中主要なるものは）

第三條 本同盟ハ東京地方ニ於テ本同盟ノ主義綱領ニ賛成シタル滿二十五歳以下、十五才以上ノ無產階級青年男女ヲ以テ組

織ス

第四條 本同盟員ハ左ノ各項ニ從ヒ各班ヲ組織スルモノトス

（一）一工場又ハ學校ニ於テ同盟員五名以上ニ達シタル場合
ハ工場班又ハ學校班ヲ組織ス

（二）工場班又ハ學校班ニ屬セザル同盟員ハ住所ヲ單位トシ

チ五名以上ニ達シタル場合街頭班ヲ組織スルモノトス

主張

（政治的要求、經濟的要求、社會的要要求の三部より成り總計三十三あり、その中主なるものは）

一 満十八歳以上青年男女の選舉權及び被選舉權

二 封建的戶主制度の撤廃

三 軍隊内に於ける兵卒の奴隸待遇の撤廃

四 民衆の軍國主義化に對する反對

五 幼年勞働（満十四歳以下）の禁止

六 男女青年勞働者（満十八歳以下）の六時間制

七 授業料の全廢

八 資本家の負擔に依つて工場内に教育的施設

尙執行委員二十名を選出し、執行委員長に片山久氏を任命。

十一月末 大阪無產青年同盟生る。

十二月十日 全日本無產青年同盟第二回創立全國委員會が大阪中央公會堂に開催の筈が中止となる。

2 そ の 他

本年度に於て設立されたのは主として政治研究會の支部である。無政府主義系の團體も屢々設立を傳へられたが遂に出現を見なかつた。

第二節 社會主義的團體の解放

本年度の傾向として直接労働運動に接觸しない團體は概ね

凋落を免れなかつた。フェビアン協會が大きな抱負を以て生れ、且つかなり有力な活動を續けたに拘らず結局解散の止むなきに至つたのはその主たる例證である。この外に社會主義的團體の解散の特に報すべきものはない。

第一二章 社會主義的團體及び

個人の運動

第一節 社會主義團體各個の運動

1 政治研究會

その創立大會に於て『無產階級の利害に立脚する政黨の樹立を期す』てふ決議をなした政治研究會は（本年鑑十四年度版五五〇頁参照）、本年度に入つてから全國的に無產政黨問題を擡げて活躍し、各地に支部を作り、以て無產階級の政黨運動の氣勢を煽つた。かくて第二回全國大會は四月十九日華々しく舉げられたのである。

然るに本年五月に總同盟が分裂して評議會の誕生を見ると共に、各地に發會された政治研究會の支部には次第に評議會の勢力が反映し、爲に一部の中央委員との間に意思の疎隔を來すに至つた。偶々無產政黨準備會の第二回の會合に提出すべき政治研究會の綱領委員會（八月十五日に開かる）は、中央委員會調査委員會の承認を経たる高橋龜吉氏の起草案を葬

り、佐野文夫氏の手になる最も急進的な案を可決し、これを九月四日の全國支部代表者會に於て可決せんことを申し合せた。こゝに於てかねてより内部に醸釀されてゐた意見の相違は表面に表はれ、島中雄三、高橋龜吉、藤井悌、中澤辨次郎の諸氏は辭任することとなつた。

かくて十月七日東京市芝區協調會館に開かれた全國大會に於ては、前記の諸氏は全く中央委員の選から洩れ、新たに次の如き人々が中央委員に擧げられた。

大山郁夫、布施辰治、黒田壽男、佐野袈裟美、小林輝次、鈴木茂三郎、松野忠夫、佐野文夫、河上丈太郎、上田晋市、市村今藏
西村清一、河野太一郎、大森義太郎

これに依つて政治研究會は全く更生し、設立當時の自由主義的な色彩は消え、完全に急進的な青年分子の掌中に握られるに至つたのである。

超えて十一月中旬、勞働總同盟の提唱に依つて、政治研究會の會員と評議會との會員は重複してゐるが故に、政治研究會を無產政黨準備會から除外すべしとの表明がなさるゝや、政治研究會の各地支部は一齊に起つてこの勞働總同盟の提案に反対し、遂に勞働總同盟が無產政黨準備會から脱退するの因を作つた。

政治研究會の本年度に於ける運動の細目を示せば次の通りである。

イ 主なる會合

『日露交渉成立祝賀會』——二月八日、東京神田松本亭
『第二回全國大會』——四月十九日、東京市芝區協調會館にて開催。代議員百四十九名大山郁夫氏開會の辭を述べ、布施辰治氏を議長として、左の諸件を可決

- 一 北海道に對する地方的に反対の件
- 二 勞働組合、農民組合、水平社と政治的連絡の件
- 三 メーデー施行の件
- 四 ブルヂョア政黨に對する態度決定の件
- 五 無產政黨促進の件

宣 言 (抄)

既成政黨は政治的變動に對應する爲に從來の政黨政策の一部分を改竄して無產階級に迎合せんとしてゐる。けれども既成政黨が無產階級の利害を代表し得ないのみならず、事々にこれを蹂躪して憚らぬことは從來の長き經驗が痛切にこれを教へてゐる……これは無產階級が其生存を擁護する爲には自ら政治的勢力を組織するの他に道なきを證明するものである。

『全國臨時大會』——十月七日、芝區協調會館、出席代議員百七十三名、大山郁夫氏の開會の辭に續いて、萩原中氏を議長として左の事項を可決

- 一 無產政黨綱領大綱案——(甲)採るべき綱領の基礎は労働者農民を政治的に結束する大衆的組織たるべきこと、(乙)行動綱領を探るべき事

二 無產政黨組織大綱案——構成單位——個人、組織單位——

- 三 班及組合
- 四 決議文——可決
- 五 政黨組織對策委員會設置の件——可決
- 六 宣言——修正可決

決 議

吾々は現在日本無產階級の政治的利害の一一致に依る共同戰線の完全なる實現の爲に無產政黨組織準備協議會參加各團體の立場をよく理解し以て滿腔の熱意と最大の努力を盡し全國的階級的單一政黨を即時成立せしめんことを期す

口 演說會・講演會

無產政黨演說會——一月十三日、大阪中央公會堂にて
政治思想講演會——一月二十七日、長野縣埴科縣屋代町にて
横濱支部演說會——二月二十四日
無產政黨講演會——四月十二日、岡山市大福座にて
民族問題講演會——六月十五日、芝協調會館
無產政黨演說會——七月二十四日、岐阜市
大山氏講演會——八月二十三日、秋田縣鷹巣にて
無產政黨講演會——十一月十三日、姫路市山陽座にて

ハ 支部發會

秋田縣山本支部——三月二十一日
宮城支部——五月五日
岡山支部——五月十六日

金澤支部——六月二十五日

神戸支部——六月二十八日、共益俱樂部にて
大阪府評議會——七月十九日、九條市民館にて

香川支部——七月二十四日

秋田支部——八月二十日

東播政治研究會——九月十九日

福島支部——十月二十五日

秋田縣大曲支部——十一月六日

松本支部——十一月二十二日

濱松支部——十一月二十六日——労働者が多數に參加して愛勞會
と改名

2 日本フェビアン協會

日本フェビアン協會は本年度に於て目に立つほどの運動は
しなかつた。我々はあらゆる社會思想に對して寛容であるこ
とを附言したい』——かう云ふ標語の下に組織された同會は
内部に雜多な分子を抱擁し、從つて何等かの積極的の行動に
出ることを妨げたのであらう。殊に内部に於ける思想的の軋
轢は常に一致を阻害してゐたやうに思へる。然かもこの思想

的軋轢は遂に表面に表はれて同會散解の止むなき事情を惹起
した。

十二月七日同會主催の下に東京市芝區協調會館で無產政黨

批判演說會が開かれたが、無政府主義を奉する自然兒聯盟の

石川、岩佐、近藤一派が會場を占領し、批判演說會は無產政

黨運動攻撃に墮して了つた。こゝに於て從來同協會の事實上
の主事として繁雜な事務を處理してゐた大宅壯一氏が當日の
責を負つて辭任を申し出で、再轉して十二月十五日の安部磯
雄氏邸に於ける臨時大會となり、一ト先づ解散と決し、左の
聲明書を發した。

本協會は大震直後我等の立場がともすれば不當の曲解を招致した
時、我等は時勢の必然から、小異を捨て、大同に就き相互に寬容
の態度を執つて社會改造の新發程に就かんが爲に成立したもので
ある。然しその後社會の状勢は著しく轉移し、實際問題を中心には
して自ら各自が各自の思想傾向を顯然と表示せざるを得なくなり
もはや本協會は成立當初の如き趣旨を以てしては存續すること不
可能となつたが故に、斷然解散を聲明して各自の分野に歸り、今
後機を見て志を同うする者が再び相會せんと欲するものである。

尙同協會解散後、安部磯雄氏を中心とする穩健なる一派は
政治研究會の脫退組と相呼應して新運動を起す計畫が進めつ
つありと報ぜられたが年内には何等具體的の形となつて現は
れなかつた。

尙同協會本年度の運動の一斑を示せば次の如し。

文藝思想講演會——一月五日、大阪市天王寺公會堂にて

同——一月六日、神戸市青年會館にて

同——一月七日、京都市公會堂にて

巡回講演——四月上旬、水戸、靜岡、名古屋等

現局批判大講演會——十月十二日、東京市芝區協調會館

フェビアン協会京都支部發會式——十月二十九日、京都三條青年

會館

文藝講演會——十一月十四日、東京神田青年會館

無產政黨批判演說會——十二月七日、芝協調會館

右要求す

大庭柯公殺害眞相調查會

『日本プロレタリア文藝聯盟發起人會』——十月四日、東京牛込

神樂坂俱樂部、所謂プロ文士四十名を網羅し盛會であつた

『失業問題懇談會』——十一月一日、丸の内鐵道協會にて澤田謙

藤井悌氏の肝入りで

『プロ文士原稿即賣會』——十一月十月、銀座街頭にて

個人の運動

本年中に於けるこの種の運動は甚だ稀れであつた。

『大庭氏追悼會』——一月十八日、神奈川縣鶴見總持寺

『後勝謙太郎、村木源次郎氏追悼會』——二月一日、東京小石川道榮寺にて岩佐作太郎氏司會の下に

『大杉榮氏追悼會』——九月五日、東京京橋區銀座一菴館にて、解放戰線、自然兒聯盟主催

『大杉榮氏追悼會』——九月十六日、勞動運動社主催、同社にて

『大庭柯公殺害眞相調查會』——十月二日、神田三崎町三崎クラブにて。ロシア大使館にコップ大使を訪問し左の通告書をつきつ

ける事となつた。

通告書

一 貴政府は政府の意を以て日本人大庭景秋君を殺害したる事

實に就きその殺害の理由並にその前後に於ける實狀を明白且

つ詳細に發表せられたし

二貴國政府は日本人大庭景秋君の遺族に對し慰藉及援助の意味を以て相當の賠償金を支拂ふ意思あるや否やを提示せられた

し

第三節 機關紙及び其他の出版物

一 創刊

創刊されたるもの左の如し。

○社會思想家の思想文藝雜誌

『クラルテ』——六月創刊 京都市下鴨松ノ木町六四

『文黨』——七月創刊 東京、今東光、金子洋文等同人雜誌

『文藝批評』——十月創刊 東京市外下落合二一九四、麻生義

新居格等同人雜誌

『日本思想』——四月創刊 東京市牛込區原町一ノ五八、遠藤無

水個人雜誌

『原始』——一月創刊 加藤一夫個人雜誌

『解放運動』——六月創刊 福岡市

『奮鬥』——四月創刊 大阪市今宮町、Y.N.社

『人民』——四月創刊 名古屋市東區撞木町二ノ三
『思想運動』——一月創刊 東京府下戸塚源兵衛一三二、朝鮮人

團體一月會機關紙

- 『虚無思想研究』——七月創刊 東京市日本橋區横町一二
『惑星』——九月創刊 大阪市外布施町荒川、土呂基個人雑誌
『おをぞら』——十月創刊 兵庫縣氷上郡和田村
『局外』——十一月創刊 東京市本所區元町一二
『新興日本』——四月創刊 東京市小石川區大塚町二四、安達和
『黙殺』——六月創刊 埼玉縣越ヶ谷町一三九、田口憲一個人雑誌
『自由大學雜誌』——一月創刊 長縣縣上田市自由大學
『戦へ』——三月創刊 松江市南田町八九
『平民新聞』——八月創刊 同右
- 無政府主義者の雑誌
- 『黒旗』——十一月創刊 東京市本所區小梅瓦町一九
『黒潮』——創刊月不明 東京市島田秀三郎主宰
『戦線』——創刊月不明 東京市小石川區坂下町九九
『黒色青年』——四月創刊 東京市外南品川二日五日市町、黒色
青年聯盟
『自然兒』——不明 東京市外下落合中井、自然兒聯盟
『無軌道』——不明 東京市
『黒手』——十一月創刊 東京府下大井町駒込東
『抹殺運動』——三月創刊 東京府下大崎町居木橋一六三
『尖端』——七月創刊 東京市外上日黒四二八 整頓社
『黒』——五月創刊 大阪市港區九條中通
『自我人』——三月創刊 東京市外西巢鴨堀ノ内七三
『論戰』——五月創刊 同右

○其 他

- 『闘ひ』——二月創刊 大阪市此花區小松原三六九
『新勢力』——五月創刊 大阪市、無產政黨組織促進會
『無產者新聞』——九月二十日創刊 東京市芝區南佐久間二ノ一
『勞働・政治』——十月創刊 川崎市砂子一丁目、勞働政治社
『民憲(民憲新聞)』——八月創刊 八幡市大阪町、九州民憲黨
『民衆政治』——四月創刊 東京市四谷區荒木町、政治研究會
『解放新聞』——三月十五日創刊(ワシラノシンブンを改造す)
大阪市南區鹽町一丁目
『産業勞働時報』——八月創刊 東京市麹町區内幸町一ノ六、産業勞働調查所
『婦人參政同盟會報』——五月創刊 東京市本郷區曙町一六

二 發賣禁止
發賣禁止されたるもの
『勞働運動』——第七、八、十一號
『名古屋勞働者』——第十一號
『黒旗』——第一號
『無軌道』——第三號
『黒』——第一號
『自我人』——第三號
『早稻田大學新聞』——第六十七號 支那罷工問題を記せるため
『無產者新聞』——第四號

『解放』——十月號

『思想運動』——八、九、十月號

『民憲(民憲新聞)』——第四號、十一月十五日、十二月一日號

『進め』——第三卷第一、二、三、四號

『問題』——四、六月號

『青年運動(無產階級)』——第二十三、六號

『マルクス主義』——第二卷第六號

『靴の悲哀』——フェビアン・バンフレット第一

『青年大衆』——第二十四號

『労働組合機關紙中發賣禁止となれるもの

『鎌山労働者』——第六卷第九號

『交通労働』——第二卷第九號

『印刷工聯合』——第二十五、三十一號

『時代』——二月號

第二章 特殊事件

社會主義運動に於て特殊な性質を帶びた事件をこゝに一括して掲げる。無產階級運動との連關係はむしろ少いけれども、世人の耳目を聳動せしめた點に於て注目すべきものである。

その中重なるものを左に摘記する。

『ギロチン團事件』——大正十三年九月一日の關東震災記念日の當日、福田雅太郎大將を狙撃して逮捕された和田久太郎氏の取調から、無政府主義者の全國的な、陰謀が發覺し、新聞記事差止

めの間に一味の檢舉に努めてゐたが愈豫密の一端落と共に本年三月四日記事解禁と共にその眞相が發表された。それに依ると大正十三年七月十九日東京下谷中清水町の共同便所に裝置した爆弾を初め、同月二十八日夜青山墓地内に炸裂した爆弾騒ぎ、九月三日本鄉本富士署小使部屋の爆弾、九月六日福田雅太郎大將邸に送致された小包の爆弾、更に超えては大正十二年十月十六日の白晝大阪大軌電車小阪停留場附近にて銀行員角田芳藏、淺田宇之助を襲撃し、角田を殺害したる事件も、皆連關係を有することが判明した。一味の檢舉は先づ大正十三年九月十日に古田大次郎、村木源次郎の二名が逮捕され、同月下旬には大阪にて倉地啓司が、十二月上旬には新谷與一郎が京都にて逮捕され、先に銀行員殺しとして逮捕されてゐた中濱哲事富岡誓、小西次郎、またこの兩人を刑務所より奪還する爲め刑務所の爆破を策して捕へられた小西武夫、山田正一、篠部治之助、小西松太郎と、一味は悉く收容されたのである。

これ等の運動は總て連絡を有して居るが、今便宜上東京地方裁判所の公判に附せられた部分を福田大將狙撃事件として別にし、こゝには唯大阪地方裁判所の公判に附せられた中濱哲以下の事件を記錄する。被告は福田大將事件に關係して東京で併合審理された古田大次郎、倉地啓司を除いて左記の十名である。

兵庫縣神崎郡豐宿村字神谷	小西 次郎(二六)
岐阜縣足羽郡松枝村	河合康左右(二七)
東京市小石川區原町	茂野 荘吉(二二)
岡山縣眞庭郡二川村字種内	内田源次郎(二二)

神戸市須磨町字板宿 喜一(二五)

山口縣阿武郡萩町字江向 田中勇之進(二二)

福岡縣久留米郡東郷村字柄杓 著述業 中濱哲事

大阪市北區今井町土方 富岡誓(二八)

伊藤孝一(二六)

神戸市神崎通一丁目市立神戸労働宿泊所内 小川金英事

小川義雄(二三)

上野克己(二一)

東京府荏原郡日暮町鈴木辰夫方
これに對して五月二十八日大阪地方裁判所で次の如き判決があつた。

無期懲役 富岡誓、小西次郎、河合康左右、茂野榮吉、内田

源次郎、小川義雄

懲役十三年 仲喜一

懲役八年 田中勇之進

同三年 上野克己

同三年 伊藤孝一

これに對して一同は直に服罪したが検事が控訴した。

尙前記中濱哲事富岡誓、小西次郎を奪還せんとする窮屈の一策として刑務所の破壊を企てた爆弾陰謀事件の豫審決定は次の通りである。

大阪府三島郡吹田町榮町一二二四著述業小西武夫(二八)

大阪市南區瓦屋町二番町二武田方彌刻業山田正一(二六)

大阪市北區天満橋筋一丁目丸橋方人力車夫

篠部治之助(二九)

兵庫縣加古郡加古川町三七六荷馬車曳 小西松太郎(三三)
右被告人等に對する爆發物取締罰則違反被告事件につき豫審を遂げ決定する事左の如し

主文 本件を大阪地方裁判所の公判に附す

理由 被告人等は左に掲ぐる事實につき公判に附するに足るべき犯罪の嫌疑あるものとす

被告人等は無政府共産主義者なる處被告人武夫、正一兩名は豫て強盜殺人恐喝等の罪名により大阪刑務所北區支所に收容中同志中濱哲事富岡誓と牒し合せ大正十三年六月中旬同人及び被告人武夫の實弟同小西次郎等を同刑務所より脱出せしめんことを企て爾來爆弾を手に入れ同人等の公判開廷に際し爆弾を投するか又は北區支所を爆弾で襲撃し其混亂に乗じて逃走せしめんことを共謀畫策し被告人正一は同年七月末上京し當時東京府下荏原郡平塚村大字蛇窪にて他の目的のため爆弾を密造中なりし古田大次郎の隠家を訪ひ一週間ほど滞在し爆弾數個の分與を受ける事の約束をなし被告人武夫は右計畫遂行のためには多額の資金を要すべき事及び第一次計畫の不成功に終りたる場合には更に同志を糾合して繰返し其計畫を遂行せんことを慾急し被告人松太郎は該計畫に同意し第一次の計畫の不成功の場合には第二次計畫を立つべき事を引受け尙同年八月中旬までの間に加古川町の自宅其他において三回に資金として金三百八十圓を武夫に供給し被告人正一は同年九月十四日大阪市北區空心町一丁目路上において被告人治之助に右計畫を打明け共にこれを實行せんことを慾急し被告人治之助はこの請を容れ以て各被告人は

右計畫實行の時期を窺ひ居りたるも未だ爆裂彈を入手せざる以前において該陰謀露見するに到りたるものなり、右被告人等の陰謀の所爲は爆發物取締罰則第四條刑法第十六條に該當するものと思科するを以て刑事訴訟法第三百十二條に則り主文の如く決定す

大正十四年四月十五日

大阪地方裁判所豫審判事

服部順次

三年生

八木信三(二六)

これに對しては七月十五日大阪地方裁判所に於て左の如き判決

大阪市南區水崎町

紙函商逸見吉藏(二六)

言ひ渡しがあつた。

懲役七年 小西武夫、山田正一

同五年 小西松太郎

同四年 篠部治之助

『福田大將狙撃事件』——大正十三年九月一日本郷三丁目に於て福田雅太郎氏を狙撃した和田久太郎氏及び同月六日同大將邸に送致された小包の爆弾に關聯する事件がある。被告は東京地方裁判所審理の分は

兵庫縣明石市材木町一三

當時東京本郷區駒込片町勞働運動社内和田久太郎(三五)

東京市外下鰐谷羽根澤三五〇當時各所流浪

古田大次郎(二七)

倉地啓司(三六)

當時本郷區駒込片町勞働運動社内

新谷與一郎(二八)

の四名であり、尙爆物取締規則違反として京都地方裁判所に起

訴された分は、

兵庫縣印南郡的形村當時京都市三條新高倉東入餅商

田平幸兵方ニガリ商 阪谷貫一(二六)

京都市上京區高野蓼原町 土木請負 入江常一(二二)

京都市田中西河原町 同職 川井筆松(四五)

京都市下京區松原通り大和大路西入同志社大學經濟科

八木信三(二六)

大阪市南區水崎町

紙函商逸見吉藏(二六)

東京地方裁判所の第一回公判は五月二十一日第一回が開かれ、檢事は和田、古田、倉地の三名に死刑を、新谷に懲役十年を求刑したが、九月十日左の如き判決があつた。

死刑

古田大次郎 無期懲役 和田久太郎

懲役十二年(百八十日未決拘留通算) 倉地啓司

同五年(八十日未決拘留通算) 新谷與一郎

一同は直ちに服罪し、古田大次郎は十月十五日午前八時二十五

分市ヶ谷刑務所内に於て死刑を執行された。因に被告の一人村木源次郎(三五八)は一月二十三日病氣の爲め責付で市ヶ谷刑務所を出されたが翌日死去したので犯罪は自然消滅となつたのである。

また京都の分に對しては七月三十日京都地方裁判所に於て左の如き判決が下つた。

懲役四年阪谷貫一、懲役二年逸見吉藏、懲役二年(四年間執行猶豫)八木信三、入江常一、川井筆松

『朴烈事件』——大正十二年九月二日の大震災當時に於ける鮮

人の保護検束から端なく暴露した重大事件の報導が一部解禁されたが、その具體的内容に至つては大審院の特別権限とのみで何等報導されてゐない。且つ大審院の特別裁判も延期また延期で遂に年内に開かれなかつた。従つてこゝには唯被告名を掲げるに止めてをく。

東京府下代々幡町大字代々木富ヶ谷一四七四(朝鮮慶)

同 禁錮十月 同 無罪 佐野利彦

山川均 同 十月 同 同

猪俣津南雄 同 禁錮八月 同 同

仲宗根源和 同 同

荒畠勝三 同 禁錮八月 同 同

高津正道 同 同

市川義雄 同 同

浦田武雄 同 八月 同 同

上田繁雄 同 同

渡邊政之輔 同 同

西雅雄 同 同

市川正一 同 同

野阪三二 同 禁錮八月 同 同

田所輝明 同 禁錮八月 同 同

追つて審理 同 禁錮八月 同 同

川内唯彦 同 禁錮八月 同 同

山本懸藏 同 禁錮八月 同 同

近藤榮藏 同 禁錮八月 同 同

徳田球一 同 禁錮八月 同 同

第三回公判——四月十八日、共産黨規議事録の筆蹟鑑定をなす

こととなる。

第四回公判——六月三十日

佐野學氏自首——事件の發生以來海外に逃亡してゐた佐野學氏は七月二十九日に突如山崎今朝彌氏に伴はれて東京地方裁判所檢事局に自首した。

佐野學氏、荒井邦之介氏の分離公判——八月十三日

判決——八月二十日、左の如き判決言ひ渡しがあつた。

禁錮十月 堀利彦 禁錮八月 橋浦時雄

同 同 同 同

同 無罪 同 同

佐野學 同 同

山川均 同 同

猪俣津南雄 同 同

仲宗根源和 同 同

荒畠勝三 同 同

高津正道 同 同

市川義雄 同 同

浦田武雄 同 八月 同 同

上田繁雄 同 同

渡邊政之輔 同 同

西雅雄 同 同

市川正一 同 同

野阪三二 同 禁錮八月 同 同

田所輝明 同 禁錮八月 同 同

追つて審理 同 禁錮八月 同 同

川内唯彦 同 禁錮八月 同 同

山本懸藏 同 禁錮八月 同 同

近藤榮藏 同 禁錮八月 同 同

徳田球一 同 禁錮八月 同 同

第三回公判——四月十八日、共産黨規議事録の筆蹟鑑定をなす

こととなる。

第四章 學生運動

我が國の學生運動は本年度に於て一大轉換を敢てした。

大正十二年の震災後學生運動の指導精神は所謂自由主義化の標語に依つて代表されてゐた。これは學生大衆の中に潜入せよとの運動方針であつたやうに思はれる。爲に學生運動は

量的に急激な發達をなすことが出來た。

然るに本年度に於ては、學生運動は漸く無產階級の一翼であるてふ旗幟を鮮明に掲げ出した。學生運動が學窓から社會に伸びやうとする傾向は明確に表はれるやうになつた。この傾向は勞働運動界に於ける分野の對立に依つて促進され、本年度の後半期に於て益々露骨となり、遂に本年十一月に於ける京都の學生檢束事件を以て最高頂に達したかに思はれる、學生の運動も一般社會主義運動及び勞働運動と離す可らざる連關を有つやうになつた。

兎も角學生運動は急角度の轉換を敢てした。學生運動が爲に著しく眞劍味を加へて來たのも事實である。併し同時に、漸く學生大衆の運動から少數者の運動に傾きつゝあるのも認めなければならぬ。

學生運動のかゝる無產階級化に伴つて、當局のこれに對する壓迫も漸く組織的となつて來た。學生なるが故にてふ容赦は今や學生運動の上に望まれなくなりつゝある。學生運動の深刻化と、これに對する苛重なる壓迫とが、果して何を生み出すであらうか？ 知識階級の失業不安、俸給生活者の沒落の年と共に著しくならうとする傾向と相待つて、日本社會運動の前途をトすべき一關鍵たるを失はぬ。

以下各方面に亘つて學生運動を略述しやう。

第一節 新團體の設立及び解散

學生間に於ける社會科學研究點の勃興に應じて、殆んど全ての専門程度以上の學校に社會科學研究會が設立され、それが日本學生社會科學聯合會として統轄されてゐたが、前年度末より本年度にかけて、各高等學校に於ける社會科學研究會が先づ解散を命ぜられ、漸く反社會科學研究會熱が擡頭すると共に、學生反動團體勃興の氣運を促すに至つた。これ注目すべき現象である。從つて本年度に於て設立された學生團體には次の如きものがある。

七生會——三月十日、東京帝大内に新人會を目標として生れたものである。

勞働問題研究會——十二月、德島高工の職員生徒を以て組織、趣旨書に曰く、『廿世紀は更生の時代である。かの偉大なる產業革命とそれの胚胎されたる暗黒なる十九世紀の自然主義唯物史觀上の迷夢より目覺めて生れたる人間性に立ち歸らんとする新理想主義である。』

これに對して設立された左翼團體は、社會文藝研究會——三月、東京帝大文學部、プロ文藝の研究及び發表を目的とした。

又解散したものは

一高社會思想研究會——九月二十五日、解散を命ぜられた三高進化會——十月十三日、昨年解散を命ぜられた社會科學研究會の後を受けて設立されたものである。これを最後として各高

等學校の社會科學研究團體は全く一掃されたものである。

第二節 主なる運動

學生團體の運動にして本年度に於て行はれたる主なるものを列記すれば次の如くである。

軍事教育反対示威運動——一月二十四日

支那罷業批判講演會——六月十日

學生社會科學聯合會全國大會——七月十六日

社會科學普及講演會——七月十八日、大阪市九條市氏殿にて
社會政策講演會——九月五日、熊本縣會議場にて、社會科學聯合

會主催

京大社會科學聯盟會秋季總會——九月二十二日

勞農ロシア労働代表歡迎——九月二十七日

労働代表歡迎事件批判演說會——十月十六日、京都市三條青年會

館

小樽高商事件糾弾運動——十月下旬より十一月

無產者大學——十一月一、二、三日、京都市寺町丸太町佛教會

館、京大社會科學研究會主催

新人會記念講演會——十二月六日

社會科學講演會——十二月二十六、七、八日、早稻田社會科學研

究會主催にて

右の中特に説明を要するものを抽出して簡単なる解説を加へよう。

『軍事教育反対示威運動』——一月二十四日、東京市九段下牛

ヶ淵公園に集合し芝公園まで示威行列を作つて進行する豫定の所警視廳はこれを禁止した。こゝに於て學生側は明大校庭に集合して氣勢を揚げ餘勢に乗じて牛ヶ淵公園に押し寄せたが、万一を慮つて警戒中の警官と衝突し、早大の戸叶武、明大の田武井健次氏以下九名の檢束者を出した。斯くて午後一時半今川小路の専修大學校庭に引き揚げ、演説會を開いた。

京大もこの日軍事教育反対の宣傳ビラを撒布し東京に呼應して示威運動を作つた。

『支那罷業批判講演會』——六月十日、東大學生有志の主催になる上海事件批判演説會は警視廳の爲に禁止されたので東大法學部三十番教室に於て支那罷業批判演説會として開かれることとなつたが、支那の二字が不穩なりとして自發的に中止を命ぜられ、再度問題を起しかけたが、そのまま押し切つて開かれた。出演者麻生久氏、陳日新氏（支那國民黨員）、宮崎龍介氏等。

『學生社會科學聯合會全國大會』——七月十六日、最初京都市三條青年會館に開かるべき豫定の所、京大學生控所に變更されて開催。各校代表出席者八十名。各高等學校、山口、神戸、小樽、高岡、長崎高等商業學校の學生は入場を禁止され、久保特高課長臨檢の下に村尾陸男氏を議長として協議に入つた。當日の主なる協議事項は、

一 學生社會科學聯合の方針豫定に關するテーゼ作製の件——可決

二 反動的學生團への對策の件——可決

二 高等學校社會科學研究會解散に關して文相、高等學校長に

抗議するの件——撤回

四 軍事教育に關するテーゼの件——撤回

等である。この會合に依つて學生社會科學聯合會の運動方針は一變し、無產階級の一翼としての方面が高調され、積極的に、勞動運動の中に食ひ入るやうになつたのである。

『京大社會科學研究會秋季總會』——九月二十二日、京大學集會場に開かれたが臨監の警部に依つて不穩當と認められて解散を命ぜられた。

『勞農代表歡迎』——九月二十七日、勞農ロシア代表レフセ氏一行が東京より西下の途次、京大社會科學研究會の會員十一名は代表を驛に出迎へ手紙を手交せんとして十一名は七條署に檢束されたが内十名は同夕刻、一名は翌日釋放された。尙同じく研究會員の鈴木安藏氏は代表の列車にとび入り、大阪まで同行し、大阪驛で檢束された。

『小樽高商事件糾弾運動』——十月十五日小樽高商では野外演習を軍事教官鈴木少佐の指揮の下に行つたが、當時鈴木少佐の立案した想定は次の如きものであつた。

想 定

(一) 十月十五日午前六時天狗岳を中心とし俄然大地震あり札幌及び小樽の家屋始んど崩壊し諸所に火災起り折柄の西風に火勢を強め今や小樽市民は人心惶々として適從するところを知らず

(二) 無政府主義者團は不逞鮮人を煽動し此時機に於て札幌及び小樽を全滅せしめんと小樽公園に於て畫策しつゝあるを知れる

小樽在郷軍人團は忽ち奮起しこれと格闘の後東方に撃退したるが敵は汐見臺高地の天險に據り頑強に反抗し肉飛び骨碎け鮮血に満山紅葉と化せしも獅子奮迅一步も退かず、ために進撃は一頓挫するに至れり

(三) 小樽高等商業學校生徒隊に應急準備令下り該隊は午前九時校庭に集合し隊を編成すその任務は在郷軍人團と協力し敵を絶滅するにあり

この想定は非常識且つ不穩なりとして先づ小樽の勞働團體より非難の烽火が揚り、勞働團體の代表者は鈴木少佐を糾問したるに鈴木少佐より不明を謝すとの辯明があつた。

超えて十月二十二日學生聯合會の代表者は同事件に關して文部大臣に詰問すべく文部省におしかけて大臣に面會を求めたが、大臣が面會を拒否したので山道參與官に面會し、該想定が鮮人を假想敵としたることの不當を責め、尙小樽高商當局に對しても糾弾的の質問書を發した。

續いて十月二十九日午後二時半學生聯合會の代表者は重ねて文部大臣に面會を求めたが鈴置政務次官が應對し、學生側は(一)小樽高商想定問題に對して文部當局は如何なる意見ありや、(二)妥當と認むればその論據如何、(三)今後の軍事教育に對する文部省の方針如何、(四)教官に對する處置如何、(五)文部當局は如何なる責任を有つか、の五項に就いて回答を求めた。之に對して鈴置次官は『即答は出來ぬ』と答へたので、學生側は十一月三日に再見を約して引揚げた。この日帝大生野田榮太郎氏以下五名が日比谷署に檢束された。

十一月三日、學生は決議文を携へて文部省に至り、決議文を手交した。

その後の同問題に對する運動の一班は、

十一月八日 朝鮮學生會は軍教反対決議文を作つて各學校に配布

十一月十日 青山學院記念日に軍事教育反対を決議す

十一月十二日 早大軍事教育批判演說會、五日に開かれる筈を總長の禁止に依つて悶着を起した。この日帝國主義批判演說等ありて盛大なる演說會を開いた

十一月十三日 軍事教育反対の決議文をのせた立大新聞差押へ

十一月十三日 反軍教運動で外部の思想團體と通牒した理由を以て小樽高商學生十六名無期停學となつた。

十一月十六日 立教大學の同問題批判演說會中止を命ぜらる。

十二月七日 軍事教育反対同盟主催の下に軍事教育批判演說會が神田青年會館に開かれたが檢束者二十名に及んだ。尙この問題に對する文部當局の態度は學生代表二名に對して爲された伊藤秘書課長の言として傳へられるものに明白である。

『文部當局は學校の問題に就てのみ責任を負ふ、軍事教育問題に就ては文陸兩相の責任が相半してゐると思惟する、且つ小樽高商事件に對して又然り、尙當局は該想定中の不逞鮮人なる字句の使用のみは教官として不穩と認むるも全想定の主案の趣旨は不穩どころかむしろ當然と認むるが故に今後かゝる想定をする教官があつても問題でない』云々

學生運動の取締として第一に擧ぐべきは高等學校に於ける社會科學研究會の解散である。これは既に昨年末に端を發し世間の物議を招いたのであるが、本年に至つてからも一高社會思想研究會の解散命令、三高進化會の解散命令があつて、遂に全國高等學校に於ける社會科學研究會は一掃せられるに至つた。而もその極は遂に福岡高等學校事件の如きを惹起するに至つたのである。

高等學校に於ける學生社會科學研究會を如何なる理由の下に解散するに至つたかは、岡田文相の次の言葉に明白である。曰く、

『この關係に於て年末以來世間の注目を受けてゐるのは高校の社會科學研究會の問題である、かかる會の性質を調べて見るに、東京のある團體と連絡を取り、各校歩調を合せてやつてゐる、そのことが實際は研究ではなくて或は演説に、或は新聞雜誌の利用に依り、步調を一にして同志を増し、勢力の進展に努めてゐる程度の深淺こそあれ、單なる研究機關でないことは明かである』

云々(一月五日、中外商業新報)

この高等學校に於ける社會科學研究會の解散に對しては、學生聯合會は猛烈に反対運動を起した。然し學生聯合會が次第に實際運動の中に深く没入して行くに從つてそれが取締は漸く學校の手を離れて警察の手に移り、且つそれに對する壓

迫も通常の社會主義團體に對すると差異なきに至つた。京大社會科學研究會の總會に臨監したのみか、これが解散をすらなすに至つたのはその一證左である。

これと相應じて學生自身の運動も深刻化して行つた。或は政治研究會の中心として、或は無產青年同盟の一要素として益々實際的の色彩を強めて行つた。その極は勞農代表の歡迎事件となり、遂には京大同大學生檢束事件となるに至つた。

本年度に於ける取締上の二方面の代表的なものとして、又世間の耳目を聳動した出來事として、福岡高校事件と京都に於ける學生の檢束事件とを選び簡単にその顛末を略述しやう

『福岡高校事件』——福岡高等學校に於ては大正十三年十二月十一日附を以て社會科學研究會の解散を命じ以て學生の思想上の取締を嚴重にして來たが、本年十一月十八日、佐野學氏が來福し、『左傾勞働組合に就て』及び『無產政黨に就て』なる題下に講演したる際、偶々同會の席上福岡高等學校の生徒が出席してゐたので問題を起した。續いて同月二十一日蟻川新博士が同校に於て『外交と思想』と題して講演した際、學生中猛烈に質問するものが出て講演會を混亂せしめるに至つたので、十一月廿九日左傾的色彩の濃厚なる學生四名に對しては退學を命じ、六名に對しては無期停學を命じた。

在校生及び、卒業生は學校のこの態度を苛酷なりとして減罰運動を起し、三十日卒業生大會を開いて三ヶ條の彈劾案を作つて實行委員八名を選び、登校生も同様大會を開いて運動を開始した。

實行委員中二名は上京中の秋吉校長と會見すべくその跡を追ひ他は同夜八時半吉村教頭を訪ねて決議文を手交した。また同日福岡市内在住の知識階級及び新聞記者の懇談會が開かれ、同問題に對する意見の交換を行つた。

超えて二日には父兄會が開かれ、四日には午後三時から前日歸福したる秋吉校長と卒業生代表とが會見（新聞記者立合、學生側代表十八名）したが、結局何等の解決を見ずその後屢々會見したが、結局學校側の處分は何等改められなかつた。そこで卒業生代表は十二月二十二日最後の手段として決議文を作つて同校長に手交し、問題の發生以來決議文の手交に至るまでの経過をステートメントとして發表した。

『京都に於ける學生檢束事件』——十二月一日拂曉、京大、同大及び合宿してゐた阪神の學生合計三十七名は一網打盡に檢束され、それ等學生の合宿私宅は悉く家宅搜索を受けた。檢束された學生中十二月二日に歸宅を許されたのは十二名、他は三日に三名、四日に五名、五日に一名と徐々に釋放され、全部の釋放を見たのは七日前四時であつた。

事件の内容に關しては或は不穩文書事件と言ひ、或は出版法違反と言ひ、この檢束をなすに當つても豫審判事その他正當の手續による檢束命令を示すことなかりし爲め當局にも何等確信なきが如くにも報ぜられ、遂に明確な發表を見るに至らず、その結果起訴不起訴の問題も確定を見なかつた。

この事件に關して社會科學研究會は、三日、五日の二回に亘つて聲明書を發し、警察の態度を責めると共に一般學生に訴へ、一

同の釋放を見た七日午後三時から京大學生控所に於て檢束事件の眞相報告會を開催すると共に再び聲明書を發し、八日三條青年會館に檢束事件批判報告演説會を開いて氣勢を揚げた。問題の眞相にふれてゐるものとして、七日に發表された『官憲の無知狂暴なる今次の舉を難す!』なる聲明書の一節を摘錄する。

『諸兄!

今次の檢舉の主なる理由は不穩文書の秘密出版過激思想の計畫的宣傳の被疑にあると傳へられた。その一顧に値せざることは又我々の既に聲明した所である。文書の不穩と言ひ、思想の過激と言ふ。抑々如何なる立場より如何なる準備の下にしか言ふか! 今日まで釋放されし我研究會々員の被訊問諸項を綜合すれば、プロレタリアート革命、プロレタリアート獨裁に關する臘寫版プリントは明かなり宣傳の爲のそれに非るや、その出所起草者は如何、その點にほゞ當局の注意は集中されつゝある。此點に就て我研究會は確然と否定する。

研究會内一部少數者の研究資料にして、且店頭堆積の外國文獻の紹介に過ぎざるこれ等プリントに即して、牽強附會の偏視憶測を逞うする當局の態度こそ我等の危險視し排撃せざるを得ぬ所である』

一方警察當局の採つた態度に手續上の遺漏ありと云ふことに關しては、京大當局學生側から非難の叫びが揚り、十二月十四日京大學生大會を開いて、左の宣言決議を可決した。

宣 言

去る十二月一日早朝警官は本學當局の諒解を得ることなく寄

宿舎に侵入しまた當日突如として本學學生十數名を檢束し連日の抑留を行ひたり、かくの如きは單に官憲の職權を濫用したるのみならず、吾等學徒の研究の自由を脅かし、且つ最高學府の使命を妨ぐるものなり、社會學徒は今回の事件が學問的研究の進歩を害するところ大なるべきを思ひ、こゝに責任者の反省を促し研究の自由を擁護するを以て我等の責務なりと信ず、則ち左の如く決議す

決 議

一 今回警察當局の採りたる處置に對し府當局並に内務大臣の辯明を求む

二 今回の事件に關し大學當局の蹶起を望む

この決議に基いて學生代表者は、十五日午後三時伊藤京都府警察部長と會見し、久保田特高課長列席の上應對したが結局決議文を受けつけなかつた。尙學生代表は十八日午前九時若槻内相を官邸に訪ねたが政務多忙の理由で、面會を拒絶された。止むを得ず代表者は二十二日川崎内務次官と面會したが、結局何等得る所なくして分れた。

またこの事件に關して京大法學部教授一同と、經濟學部教授有志(神戸正雄、財部靜治、河上肇、河田嗣郎、本庄榮治郎、小島昌太郎の六氏)の名を以て意見書を發表した。

第五章 婦人運動

婦人の新思想運動は前年來の定系を引き継いで來たのみで

新興の運動は殆んどない有様であつた。最も旺んであるとせられたが、第五十一議會には左程の熱もくなつた。然し乍ら論壇に於ては婦人運動の必要が從來よりも現實的の論據のもとに可成り旺んになされたが、それも大部分は男子よりも議論が多く、革新的婦人思想家運動はもとより、労働組合運動に於ても從來よりも實質的の進展は認められなかつた。

第一 既成團體の活動

既成團體中主要なるものとしては

『婦人參政權獲得期成同盟會』——を擧げなければならぬ

同會は昨年十二月十三日創立後第五十議會に於ては參政權、公民權及び政治結社の自由の三問題に對して第五十議會に對して大いに運動し、建議案として上提するの運びとなつたが通過するまでには到らなかつた。尙第五十一議會に於ても繼續して運動はされだが、會そのものゝ不統一のため以前よりも盛んではなかつた。議會に對する直接の運動は上記の如くであつたが、一方啓蒙運動に對しては東京は勿論、大阪、名古屋等の各地に於て演説會又は講演會等屢々開催した。

『あざみ會』——日本に於ける唯一の婦人社會主義團體であつた赤瀬會は大震災後組織變更しあざみ會となし研究を繼續して來

たのであつたが、同志中よりスパイを出し一時解體するのやむなきに到つたが、少數の同志のみはやはり研究、讀書會を行つてゐ

る。

第二 新團體の設立

『婦人經濟聯盟』——衆樹安子及長谷川胤子兩女史の主唱のもとに二月東京に創立した。

『全國女子學生聯盟』——同會は男女學生の機會均等を主張し演説會又は第五十議會に對し議會請願運動等をなしたが、四月十七日東京本郷佛教青年會館に於て創立總會を開催した。

『婦人問題研究所』——十月に市川房枝及新妻伊都子等五人の同志によつて東京に設立した。専ら婦人問題に關する資料の蒐集に努力しつゝある。

第六章 水平社運動

水平社運動が一つの轉換期に際會してゐる事は既に前年度年鑑に記述したところであるが、遠島事件を近因として大正十三年十二月一日の所謂大阪會議に對して、本年一月二十日京都會議となり水平社運動の分裂が幾度か傳へられ、常例の三月三日の全國大會も五月七日迄延期するの止むなきに至り且つ大會に於ても重要な組織及規約の變更に就いては審議を要すとの理由の下に即決不可能なりし等は運動内の不統一を物語るものであらう。

水平社運動内の急進分子たりし水平社青年同盟は九月十八日大阪に於て解散し、直ちに無產者同盟を創設し、從來の機

關誌『選民』が『青年大衆』と改題され、又同盟が中心となつて無産青年同盟となつた事に就いては前述したごとくである。

又昨年來水平社運動が差別撤廃運動を超えて進まむとする傾向はあつたのであるが、本年に於ては無産政黨問題の勃興につれて運動の大部分がこの方向に向けられる様になつた。然し他の社會主義的運動が今何れも労働運動との接觸を有する如く、當然水平社運動もかくの如き徑路を探る様になれば

從來の如き水平社運動とは異つたもので、漸次労働運動の中に同化さるものではあるまい。

一方所謂差別撤廃運動に於ても初期の目的とは少しく角度の違ふ方向に進んでゐるのではないか、それは本年一月十八日群馬縣世良田村の水平社部落襲撃事件に於て見る如き積極的の反抗と、他方の消極的敬遠行爲とである。水平社運動及これに對する諸運動施設等に就いては日本社會事業年鑑を參照せられたい。

1 大 會

本年中開催された主なるものは
各府縣代表者會議——一月二十日 京都に於て
第四回大阪大會——三月三日 大阪に於て
東海水平社大會——三月十五日 濱松に於て
第三回岡山縣大會——三月二十七日

第三回長野縣大會——四月二十日 上田市に於て
九州大會——四月

第四回全國大會——五月七日 大阪に於て
中央委員會——七月五日 大阪に於て

第三回廣島大會——七月三十日

水平社自由青年聯盟協議會——十月十八日 京都に於て

2 差別撤廃運動その他

水平社運動の變化しつゝあることに就いては右に略述したが、その當然の歸結として七月には滋賀縣水平社の脫退が傳へられた。

本年の水平社運動乃至事件の主なるものは、

『群馬縣世良田村事件』——大正十三年十二月三十一日世良田村の一農民が差別的言辭を弄したるに對し、剛志村及世良田村水平社が之を糾弾せるに際し、法外の行爲に出でたるに端を發し、遂に一月十八日午後六時世良田村下原部落を襲撃し家屋を破壊する等の一大慘事を惹起した。この事件に就いて水平社側五名、村民側五十三名の起訴者を出すに至つたが、六月前橋地方裁判所の判決にては二十一名が最高六ヶ月より最低三ヶ月の懲役、二十二名が罰金刑、他が無罪の判決があつた。

『水平學校創立』——京都水平社は第四回府大會の決議に基いて六月二十日より京都市に學校を創設し二十才以上の同人に對し經濟、法律、宗教、社會思想、生物學等の講義をなす事となつた。

『水平社機關誌』——本年中水平社機關誌として存在せるものは水平新聞、西濱水平新聞、水平月報、自由新聞、民衆やまと、闘門水平、水平線、防長水平、水平、選民、自由等である。

尙本年は水平社部落改善事業方面に於て二月一日に全國融和聯盟、九月二十五日に中央融和事業協會の創立を見た。

第七章 朝鮮に於ける運動

朝鮮に於ける運動に就いては材料の渺なきこと及びその運動が多く潜行的運動の多い事等によつて之を明かにする事が出来ないが、その表面的に表はれたる事件よりその一斑を窺ふ事とする。

朝鮮に於ける廣義の解放運動は大正八年にその端を發したのである。その當初に於てはウイルソンの民族自決運動によつてなされたもので、上海に假政府が出來、巴里の平和會議迄も委員を派し、又三一事件等は之を證するものである。

大正八年齋藤總督赴任以來文治政策を幾分とる様になつて言論の自由に就いても幾分得らるゝ様になつた事を起縁として社會主義に関する言論の運動がなされる様になつた。然し乍ら民族解放運動、選舉權獲得運動、社會主義運動等の諸運動が混然としてゐたのであるが、漸々本年邊りよりそれぞれの運動の分野が明瞭になりつゝあるのである。

然し乍ら本年は治安維持法の施行あり、その上昨年の五月以來集會が禁止せられてゐるのであるから運動の困難さに就いては容易に推量されることである。

朝鮮に於ける主要團體としては

無產者同盟——一九二二年創立

火曜會——一九二四年創立

北風會——一九二四年創立

朝鮮勞働黨——一九二三年創立

朝鮮勞働總同盟——一九二四年創立

朝鮮青年總同盟——一九二四年創立

ソウル青年會——

等である。

本年の主要なる運動として知らるゝものは、

『全朝鮮民衆運動者大會』——四月二十日より三日間北風會等主要團體主催のもとに京城に於て行はんとしたが、官憲の禁止するところであつたが、集合をなし爲めに檢束者等を出した。

『朝鮮水害義捐金問題』——七月十七日水害あり、之が義捐金として露西亞勞働組合より日本農民組合に宛て北風會に手交すべく前後二回送金した前回の分は日本農民組合より行政氏渡鮮し交付したが、後の分は遂に行衛不明有耶無耶の中に終つた。

『朝鮮諸團體合同協議會』——八月下旬京城に於て朝鮮人思想團體の合同協議會が開催されたが、意見の相違から流血事件を惹起し、傷害罪に問はれた者もあつた。

『上海假政府大統領の死亡』——大統領朴殿植は十一月死亡した
日本内地に於ける主要事件としては朴烈事件の外
在京鮮人の獨立記念講演會の解散——三月一日

都下朝鮮男女學生討論會の解散——六月十三日

等である。

第八章　臺灣に於ける運動

臺灣に於ける一切の解放運動も不明であつて、極めて少ない資料を列舉するにすぎない。

『治警違反事件』——蔣渭水外十七名に對する治警違反事件に對し昨年十月判決があつたが、之に對し上告せるところ二月二十日棄却の判決が下された。(前年度年鑑参照)

『臺灣議會設置請願運動』——例年の如く上京委員を派し、神田、清瀬等の代議士を介して第五十議會に請願するところがあつたが請願委員會に於て審議未了となつた。

『文化教會の運動』——臺灣に於ける唯一の解放團體であつて各地に講演會等を開催しつゝあるが、一月十八日臺北に於ける講演會は解散を命ぜられ、且つ五名が起訴せられ、有罪の判決を下された。又總ての植民地運動に於て見らるゝ如く同文化協會に於ても急進、漸進の二派の兩立となり、漸進派は一月臺中に於て王學

潛氏を中心に臺灣自治研究會なるものを創立し分離するに至つた

第九章　社會主義的運動の取締及び對策

社會主義的運動に對する取締及び對策は、もとよりその眞相を究明することは困難であるが、單に外部に表はれたる所を以てすれば著しく峻厳になりつゝあるやうに推知せられる。往年貴族院に於て握りつぶされた過激社會運動取締法案が治安維持法として制定されたるが如き、暴威取締法の立案を發表したるが如き(大正十五年四月九日公布)、何れもこれを裏書するやうに思はれる。

同時に當局の社會主義運動取締方針の中に、夷を以て夷を制する底の苦肉策の漸く顯著ならんとするは僻眼であらうか？、即ち穩健な運動を助長しつゝ過激な運動を制肘せんとの方勞農ロシア代表者に對する未曾有の警戒の如き、農民勞働黨の禁止の如きとを想合すれば、思半ばに過ぐるものがあるやうに思はれる。

兎も角當局の取締方針は、全く吾人の窺知し得ない所であるから、唯吾人は外部に表はれた事實に依る推斷を掲げるに止める。

『治安維持法』——治安維持法案は愈々當議會に提出に決定し内務司法兩省で夫れく立案することとなり、十ヶ條よりなる内

務省案が先づ發表された。この内務司法兩省案は法制局に於て審議された結果、一月二十八日に成案を得るに至り、成案全部が發表された。この成案は更に内務省の委員會に於て再度の審議を経た結果、二月十二日左の如き案となつた。

第一條 國體若クハ政體ヲ變革シ又ハ私有財產制度ヲ否認スル目的ヲ以テ結社ヲ組織シ或ハコレニ加入シタルモノハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テソノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲナシタルモノハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テソノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタルモノハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾暴行ソノ他生命又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタルモノニハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條第一項及ビ前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其他ノ財產上ノ利益ヲ供與シ又ハソノ申込若クハ約束ヲナシタルモノハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハソノ要求若クハ約束ヲナシタルモノ亦同ジ

第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタルモノ自首シタル時ハソノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタルモノニ亦適用ス

同案は二月十九日衆議院に提出、若槻内相は左の如き提案を説

明した。

『本邦に於ける無政府主義者、共産主義者その他のものゝ運動は近年著しき發展を見るに至り、殊に露國獨逸の革命に關する過激なる情報は一部のものを刺戟しその運動を一層深刻化した外より資金を仰ぎ過激なる運動を計畫實行せんとするものあり、運動團體も組織的に且つ大規模に行はれんとする状況にあり……のみならず日露の國交も早晚恢復を見るに至るべくその結果彼我の來往頻繁となり過激運動は各種の機會を得るに至るべし……然るに是等の行動に對する取締としては刑法、治安警察法、新聞紙法、出版法等存するもその規定不十分にして屢々危険なる行動を全く取締り得ざる場合あるのみならず、罰則を賭して不穏なる行動を敢行せしむる結果となりたる爲め取締りの實行を擧げ得ざる感なきに非ず、以上の理由を以て本法案を起草するものにして、本案の内容は概略我が國家組織の大綱を破壊せんとするか如き不法なる』

一 結 社

二 その謀議と煽動

三 如上の犯罪を助長すべき目的に出でたる金品利益の授與を禁じて、現今の過激なる社會的運動中に存する最も重大なる危險と弊害とを少くせしむると共に、一般社會を誠め不穏な行動に出づるが如きことを豫防せんとするものなり』

本案に對しては星島二郎、安藤正純、清瀬一郎、有馬頼寧等の所謂質問が續出したが結局二十七名の委員に附託された。

治安維持法委員會は二月二十三日、二十四日、二十六日、二十七日、三月三日、四日に亘つて開かれたが、主として問題となつたのは政體の變革と刑罰の過重であつた。かくて七日の衆議院本會議にかけられたが、第一條の『若クハ政體』の四字を削除すべしと云ふ三派の修正案が大多數を以て可決せられ、即決否決を主張したものは十八名に過ぎなかつた。

續いて同案は貴族院に回附され、三月十一日本會議にかけられ委員附託となり、委員會は全會一致を以て同案を可決し、次で十九日の本會議また委員會の決定を承認し、治安維持法はこゝに成立した。

かくて同法は四月二十二日の官報を以て公布施行せられるに至つた。

『思想善導講習』——二月十三日より三日間、信州下伊那郡にて『警部の露領視察』——二月二十七日、日露修交後の過激思想に備へる爲と稱せらる。

『警察犯處罰令改正』——三月四日京都府

『暴力團の取締及び黒表の範圍擴張協議』——五月二十五日、大

阪府警察部にて

『警察犯處罰令』——五月一日、岡山縣

『警察部長會議』——五月二十六日、その指示事項中に左の如きものがある

一 社會運動取締に關する件

一 暴力取締に關する件

一 治安維持法に關する件

『關東州に治警施行』——關東州に治警法及び出版物令及び行政施行令を適用する件が法制局で立案され、十一月十三日と十一月二十日の閣議にかけられた。

『暴威取締法案』——暴力團の跋扈を顧慮してこれが對策は各府縣當局の等しく苦惱する所であつたが、特に大阪府刑事課では治安係を設けてこれが對策を講じ、また府令を出して取締る程であつた。こゝに於て内務司法兩省ではこれが立案を急ぎ、各府縣に命じて暴力團の實狀を調査すると共に、全四條より成る左の成案を得て十二月これを發表するに至つた。

第一條 團體若クハ多衆ノ威力ヲ用ヒ、團體若ク多衆ヲ假裝シ

テ威力ヲ示シ、兇器ヲ携ヘマタハ數人共同シテ刑法第二百八條第一項第二百二十二條マタ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル

者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、常習トシテ前項ニ記載シタル罪ヲ犯シタルモノマタ同シ

第二條 前條第一項ノ方法ニ依リ若クハ數人共同ニテマタハ常習トシテ故ナク面會ヲ強請シマタハ強談脅迫ノ行爲ヲナシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條 第二條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シ又ハ金品ソノ他ノ財產上ノ利益ヲ供給シ若クハソノ申込又ハ約束ヲ爲シタル者及ビ情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハソノ要求若クハ約束ヲ爲シタル者ハ前二條ノ例ニ同ジ

第四條 生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フル目的ヲ以テ團體ヲ組織シマタハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十章 社會運動に關する裁

判事件

全國各地に惹起された所謂主義者の裁判事件を一括したものである。尙重大なる事件に關しては本編第三章『特殊事件』の項を参照せよ。

『思想宣傳ロシア人の處罰』——一月、ロシア人イワン・ヤンコフ、テーホン・ヤンコフ兩氏は行商中過激思想を宣傳した廉を以て懲役二年に處せらる。

『民衆協會事件』——五月十四日、富豪の邸宅及び新聞社に爆弾を投じようとした事件、判決は

懲役一年六ヶ月

同 四ヶ月

罰金百五十圓

同 百圓

手島幸太郎
島本源八
田中藤夫
馬男木俊男
小楠庄一

『進め社事件』——九月十八日、新聞法違反事件、福田狂二氏禁錮四月に處せらる。但し控訴に於て罰金百圓と改められた。

『黒潮撒布事件』——八月十日、雑誌黒潮を撒布して治維法にとはれた島田秀三郎氏は禁錮四ヶ月に處せらる。

『群馬共産黨事件』——八月七日、東京控訴院で左の判決があつた。

禁錮七ヶ月 藤田悟 同 川村恒一 同

同 尾池眞弓 同

田村榮太郎

吉田鋼十郎

岩丸彌太郎

關口金藏

同 梅澤佐蔵 同

同

禁錮六月（執行猶豫三年）小林邦作 同 尾池眞弓 同

同 梅澤佐蔵 同

『鎌断社事件』——大正十三年九月北海道旭川に於ける小泉少將暗殺計畫事件は四月二十五日札幌控訴院に於て左の判決があつた

大鐘參夫、寺田格一郎、石井隆太郎（各禁錮八ヶ月未決百二十日通算）山田庄信（無罪）

『二重橋事件の控訴判決』——昨年金社燐外四名に對し判決のあつた事は前年度年鑑に記したのであるが之に不服にて上告中のところ八月十二日左の如き控訴判決があつた。

金社燐（前審通り）、秀島廣二（懲役五年）、小林開（懲役二年）、
林貫一、黒島黒經（前審通り）

第二編 反社會主義的運動

資本主義的經濟組織の發展につれて、無產階級の解放運動も亦興るのは當然の道程であるが、この社會主義的運動に對抗する反動勢力なるものは從來は個々の團體であつたものが漸く組織統合される様になり、遂には其の職能を國家に返上する様になるのである。即ち治安維持法の施行の如き、軍事

教育の如き、又は社會科學研究の取締の如きは此の意味に於て注意すべきものである。

斯くて在來の個々の反動團體は其の存立の意義を失墜し行きて、夫等は自管上多少の暴力行爲をなす様になつた。これがために政府は他に重要な目的はあるが、之等を口實に第五回議會に暴力行爲取締法案を上提するに至つた。(同法は兩院を通過大正十五年四月九日公布)のは此等關係を物語つてゐるものである。

従つて本年は此方面の運動として特筆するに足るものとては極く少なかつた。その主なるものは

『立憲大同聯盟の結黨』――十月四日東京上野公園に於て立憲勞働黨、關東玄洋社、大和民勞會、崑崙社、軍事學生聯盟等二十一團體が主催となつて結黨式を行つた。

『陸軍官報』にその創刊号として、陸軍省に於て月三十日、第一回が発行された。この紙は、本位の機關紙として週刊ではあるが、もとを創刊した。

『國暉』の創刊——會長に福田陸軍大將、副會長に津野田少將を
もつ並進會は十一月號より畫報『國暉』を創刊し軍事趣味の普及
をはかつた。

今、左に反社會主義團體の主要なるものを列舉すれば

(團體名) (創立年) (主幹者)

國本會

大日本國粹會 大正八年 大木遠吉 機關紙國粹

平沼興一郎

機關紙國粹

大和民労會 黑龍會 明治三十四年 内田良平 機關紙亞細亞時論
赤化防止團 大正十二年
大化行社 大正十三年 清水行之助
大化會 大正十三年 岩田富美夫
誠會 大正十二年 宮武正蜂
東海聯盟 古今堂
極東聯盟 北一輝
愛國社 大正十四年三月
興國聯盟 大正十四年二月
佐川篤思